

浄厳律師の『真言律弁』について

藤谷 厚生

浄厳律師（一六三九～一七〇二）は、字を覚彦と言ひ、妙極堂、瑞

雲道人と号した江戸初期の真言律の僧である。律師は、河内国錦部郡鬼住村（現在の大阪府河内長野市神ガ丘）の上田道雲の子として生まれ、幼少から高野山に登り顕密を修学し、後に密教の諸流を研鑽統合して新安祥寺流を開創するなど、事相の面でも大きな功績を残している。また、高野山を辞した律師は、戒律復興の気運が高まる中、真言律一派である神鳳寺派の快円律師から菩薩戒を受け、さらに同派の玄忍律師を証明師として招請し、泉州高山寺で自誓受具して比丘となるなど戒律の研鑽にも勉めた。延宝五年（一六七七）には故郷の父の俗宅を改めて延命寺を創立し、後に江戸に赴き元禄四年（一六九一）には柳沢保明の推挙により、幕府の助力を得て江戸湯島に靈雲寺を開創し、自ら奨める如法真言律を唱導布教し、多くの僧俗に授戒するなど、戒律の普及と真言密教の教化に尽力したのである。

本稿は、そういった江戸初期の戒律復興の流れの中で、如法真言律を唱え、関東を中心に真言宗と戒律の布教を行った浄厳律師についての研究ノートである。特にテキストである『真言律弁』を読み解くことにより、律師が主張する真言律の特色と戒律遵守の在り方を明確にしようとするものである。以下に『真言律弁』（文献資料）を翻刻して、各節ごとに語注を付し、解説ノートを加えて要旨を述べる。さらに、末尾には資料として『江戸靈雲寺沙門浄厳伝』（続日本高僧伝所収）の本文を書き下して翻刻し、語注を付け加えた。

キーワード…浄厳律師、如法真言律、『真言律弁』、近世戒律復興

〔凡例〕

本文掲載に際して、読みやすいように以下の点を改訂した。

- 一、原文の旧漢字は、極力新字体に置き換えた。
- 二、原文にある振り仮名は、初出のものはそのまま平仮名に改めて付し、以下は基本的に省略した。但し原文にない振り仮名も読みにくいものには、適宜現代仮名遣いで施した。
- 三、送り仮名については、原文の片仮名を改めて平仮名とした。但し原文に「申候」「申し候」などの混在があったが、ここでは「申候」で統一した。
- 四、漢字の又、亦を「また」、皆を「みな」、其を「その・それ」、此を「こ・これ、この」、也を「なり」、玉を「たま」、并を「ならび」とそれぞれ平仮名に改めて置き換えた。
- 五、原文にある割注については、本稿では（ ）で括弧で標記した。
- 六、重要と思われる語句の頭に＊を付け、後にその語注を設けた。

〔本文〕

真言律弁

靈雲寺開山浄厳律師述

*苾芻雲照校刻

真言律宗の事、御尋ねを蒙り候間、*あらあら*注し進上申候。

一、凡そ、戒律は諸宗に通ずる法にて、諸出家の*通法にて御座候。*天竺にては、*毘奈耶と申候を*唐には律と申候。律の字をば法なりと注して候。是則ち通法の故に御座候。この故に別に律宗と名づくる一宗あるべき道理は無く候。されども末世今世の出家、多くは*戒法を守らず候故、無戒の僧と持戒の僧と紛れ候。是に依て、その方の宗は何ぞと、人の尋ね候時は、*紛らかすまじき為に、真言律宗と名乗り申候。而も実には、仏の法に*叶ひたる真言宗にて御座候。この例にて、禪僧の戒を守り申候をば、禪律と名づけ、浄土宗の戒を守り候をば、浄土律と申候へども、是も真実には仏祖の掟を守り候禪宗浄土宗の分にて御座候。

且また末世に至ては、諸宗の*衣体各別なる様に人みな存じ候へども、仏在世より、*宗宗の高祖たちに至るまで諸宗の僧、みな一同に布の*偏衫裙に、五條、七條、大衣（大衣は九條以下）の三衣（みな布を以て造り候）にて御座候。絹綿の衣、錦金襴の*袈裟をば、仏深く誡めて、*非法の衣なりと*呵責したまひ候。紋の著きたる衣、袈裟などの*美麗なるを用ひ候は、みな末法の凡夫、私の*料揀を以て*著するにて御座候。*仏所制の袈裟は地も色も長幅も縫仕立候も、みな悉く法式定まり候て、*毛頭も私はならざる事にて御座候。また*糞掃衣と申す袈裟には、紋ある物も絹綿も取集め百段も千段も納り集めて用ひ候。是は天竺の国の俗にて、牛馬の嚼み鼠の糞たる衣、火に焼たる衣、産婦死人の衣などをば、人みな捨申候故、さやうの執著を離れたる物を集め納りて袈裟に造り申候て、是を納の袈裟と申候。今時、赤地の錦金襴の美麗なる袈裟を納の袈裟と申すは、誤り伝へたるにて候。納と柄と字同しく候て、補ひ綴るなりと注して候。然れば、糞掃衣は各別の物

にて*美好の物にては無く候。

また袈裟は、天竺の言、唐には*不正色と翻し候て、青黄赤白黒の五方の本色をば、仏これを誡めたまひ候。青（緑青の色）、黒（*緇とて涅槃の色）、木欄（赤黒交わりたる色なり）の三色を以て袈裟の色とせよと示され候。是も美麗の色をば、禁めたまふ意にて候。これ等の事も、みな戒律の上の事にて諸宗一同の法にて御座候。

（語注）

*苾芻雲照…苾芻はBhikṣuの音写。具足戒（二百五十戒）を受けた二十歳以上の正式な男性僧。比丘とも書く。雲照律師（一八二七—一九〇九）は、真言宗の律僧。慈雲尊者の影響を受け、明治十七年に十善会を発足するなど戒律主義を唱えた。

*あらあら…粗粗。大ざっぱに行う様。大体。ざっと。

*注し…詳しく解き明かして。

*通法…共通の守るべき教え。

*天竺…インドのこと。

*毘奈耶…Vinayaの音写。律のこと。僧団で守るべき集団規則。

*唐…中国のこと。

*戒法…戒とはびやくであり、仏教者が守るべき戒め（条項）。在家は五戒、出家の沙弥は十戒、さらに比丘は（四分律では）二百五十戒を守らねばならないという規定。

*紛らかすまじき為に…紛らわしくしないように。

*叶ひたる…適合している。

*衣体各別…衣の体裁がおのの別々。

*宗宗…それぞれの宗派。

*偏衫裙…偏衫「偏衫」と裙。袈裟の下に着る衣で、偏衫は襟や袖のついた上半身に着る衣であり、裙は下半身に着る衣である。

*袈裟…Kassapaの音写。赤褐色の意で、染衣・壞色などと訳す。

*非法の衣…仏の意に適っていない衣。

*呵責…厳しくしかること。

*美麗なる…美しく綺麗な様。

*料揀…はかりえらぶこと。料簡。考え。思慮。

*著する…着する。着る。

*仏所制の…仏が制定せられた。

*毛頭も…少しも。

*糞掃衣…ぼろ布を洗ってつづり合わせて作った袈裟。衲衣。

*美好の物…見て美しく好ましいもの。

*不正色…青・黄・赤・白・黒などの混じりけのない色を正色と言い、それ以外の混じった色。雑色、壊色とも言う。如法としては、似黒、似青、似赤の三系色を用う。

*緇として涅槃の色…緇は、黒色、僧侶の衣をさす。涅槃の色とは、黒い泥で染めた色。

【解説ノート】

真言律宗と衣体について

本文は、幕府側から真言律について質問があったので、その答申として記述されたものである。まず、第一に浄厳律師が「凡そ、戒律は諸宗に通ずる法にて、諸出家の通法にて御座候。」とあるように、戒律は仏教の諸宗派に共通の教え（規則）であって、出家者ならば誰しも守らなければならないという主張である。それ故、敢えて単独に「律宗」という戒律だけを標榜する宗派を立てる必要はないということである。しかしながら、末世になった今日では、戒律を守る出家者が少なく、他者から何宗であるかと尋ねられた時、戒律を守らない無戒の僧と、これを厳守する持戒の僧とを明確に峻別するという上で、敢えて「真言律宗」と名乗るという訳である。しかし、真言律宗とは言うものの、所謂律宗ではなく、実際は仏陀の説かれ

た教え（規律）に適った真言宗の意である。当時、戒律復興の波は他宗にも及び、禪宗で戒律を厳守する者を禪律と、また浄土宗で専ら戒律を遵守する者を浄土律と呼んでいたのであるが、真言律も全くこれと同じであるという主張で、ここでは真言律宗の定義をしている。

次に、出家者の衣体（衣の体裁）について述べられる。末世では、衣体は宗派によって別々に思われているが、仏在世の時代からインド、中国での各宗派の高祖の時代は、みな偏衫裙であったという主張である。偏衫裙とは、偏衫は上衣であり、裙はスカート状の下衣である。唐代あたりから、直綴が流行るが、これは正式な装束ではなく、律の規則に適った正式な出家者の衣装は、偏衫裙に三衣（五条、七条、大衣の袈裟）を着するものであると強調している。また、衣の素材にしても、絹や金襴の袈裟は非法であるとし、紋の付いた袈裟や、華美な袈裟は、「みな末法の凡夫、私の料揀を以て著するにて御座候。」と言って、律師はここで戒律に違反している華美な僧風を批判している。また、昨今では美麗な衲の袈裟（衲衣）を着ているが、本来はぼろ布を綴った糞掃衣であるべきであるとし、衣の色も青、黒、木欄の不正色（壊色）が戒律に適ったものであり、本来これは諸宗に共通であると述べている。

【本文】

一、戒律は諸宗に通じ候と申す*子細は、仏説のありめを申さば、在家の仏弟子、尚以て*五戒、八齋戒、十善戒を受け持ち候。況んや出家にて戒を受け護らずと云ふ事あるべく候はんや。御賢察あるべく候。況んや頭を剃り、衣袈裟を著するは、みな戒律の法にて御座候。また日本の僧の*女犯肉食いたさず候も、女犯せざるは*姪

戒の一分、肉食せざるは梵網經の五十八戒の中の一にて、菩薩戒にて候。また今時、午の時より後に食するを非時と申すも、一切の出家は齋戒を守り候て、午の時より前に食して、それより後、夜曉るまでは、都て食せぬ法式にて候。然る故、食すべき時にあらずと云ふ意にて、經に非時食と説きたまひ候。それを語り伝へて非時と申候。是にて戒律の諸宗に通じ候事を、御料棟仰奉り候。

一、凡そ釈迦如来一代五十年の説法は、戒と定と慧との三学を教へたまふより外は之無く候。その中に宗を立る事は、慧学の方にて戒学と定学とは、依り申さず候。それも猶、根本の仏説は一味の法雨（法華經の文）とて宗宗の替りめは之無く候。後代に天竺、大唐の祖師それぞれに宗を建られ候。日本に伝はり候諸宗の内、俱舎、成実の二宗は小乗にて候。天竺の小乗を学する僧は、大乘の諸經は仏説には非ずと存じ候故、大乘をば捨て学せず。一切經の中に、唯だ四部の阿含經と発智論、六足論（六部あり）、毘婆沙論、俱舎論等の諸論を学して、阿毘曇宗を建立し候。日本にては、是を俱舎宗と名づけ候て、南都の法相宗の僧、三井寺の僧、是れを兼学し候。次に成実宗は、天竺の師子鐙尊者、成実論を造て經部宗を立られしより始まり、遂に日本に伝へて東大寺の華嚴、三論、二宗の僧、これを兼学し候。（已上、小乗の二宗）*大乘の諸宗の中に法相宗には、有教（初時）空教（第二時）中道教（第三時）の三時教を以て、仏一代の大小乗の經論を分別して一宗を立て候。次に三論宗には、声聞、菩薩の二藏、ならびに根本法輪、枝末法輪、摂末歸本法輪の三転法輪を以て、大小乗の經論を判断して一宗を建て候。次に天台宗には三藏教、通教、別教、円教の四教を以て、仏一代の説を判攝して一宗を立て候。次に華嚴宗には、愚法小乗、大乘始教、大乘終教、大乘頓教、一乘円教

の五教を以て大小乗の經論を分別して一宗を建て候。次に真言宗には、弘法大師、大日經に依て十住心を立て世間の孔子、老子、莊子の教より、小乘大乘、真言密教までを判断して一宗を立て候。凡そ仏法に於て宗を建立し候には、必ず諸經論を分別して立る法にて御座候。*是を慧学と申すは、智慧を以て諸經論の義理の浅深を分て宗を立る故に慧学と名づけ候。（已上、慧学）

次に、*定学と云ふは、坐禅して心を静め妄想を止めて、真実の理を悟る修行にて候。是にもまたさまざま候。四禅、四無色定、欲界定、無心定などは、天竺の世間の外道も能く修行仕り候。仏法の中に小乗の人は、右の禅定の上に数息觀、慈悲觀、不淨觀、念仏觀、因縁觀、九想、八念、八背捨、九次第定、十一切入等の禅定を行じ候。大乘には、上の定の外に二十五三昧、百八三昧等の無量の三昧を修行し候。真言宗には、阿字觀、月輪觀等のさまざまの禅觀御座候。その外、護摩行法の始終、一として禅觀に非ざることは無く候。（已上、定学）

（語注）

- *子細・細かい事情。詳細。
- *五戒、八齋戒、十善戒・次頁「フート」「戒律を守る重要性」を参照。
- *女犯肉食・女性と性的交渉をすることと肉食すること。
- *姪戒・梵網經の十重禁戒の一つである姪戒。僧は女性と性交渉をしてはならないという禁戒。または、沙弥の十戒の内の不姪の戒。
- *肉食せざる・梵網經の輕戒の一つである肉食戒。僧は肉食をしてはならないという戒。

*齋戒・齋とは身をつつしむことで、ここでは午後より翌朝日の出まで、食事を取らず慎む不時食の戒を指す。不時食戒は、在家が一日に限って守る八齋戒にも含まれているが、僧は長齋であり午後は食事をしな

い。

*三学…仏教修行者が修めるべき三種の実徳目。戒学と定学と慧学。戒学とは、戒律を学び遵守する。定学とは、止観や坐禅などの禪定を実践する。慧学では、智慧を完成し悟りを得る。

*根本の仏説は一味の法雨：…『法華経』薬草喻品第五に「仏の平等の説は、一味の雨の如くなるに、衆生の性に随って、受くる所、同じからざること、彼の草木の稟くる所、各、異なるが如し。…」(岩波文庫『法華経』上・二八二頁)とあるように、本来釈尊の説かれた教えは一つであり、宗派の別はないのであって、その教えを受ける側の解釈の異によって、宗派の別が起るということ。

*俱舍、成実の二宗・俱舍(宗)は、根本一切有部の論書である『阿毘達磨俱舍論』や、その注釈書を中心として、諸法(諸現象)を研究する学派。成実(宗)は、『成実論』を中心に、空を分析的に研究する学派。いずれも、小乗の部派である。

*四部の阿含経と発智論、六足論…四阿含(長阿含・中阿含・増一阿含・雜阿含)と阿毘達磨發智論、六足論(集異門足論・法蘊足論・施設論・界身足論・識身足論・品類足論)の根本説一切有部の所依の經論。

*阿毘曇宗・小乗部派の根本説一切有部のこと。阿毘曇とはAbhidharma(阿毘達磨)の音写であり、対法(真理を対観する)の意であるが、専ら論書を指す。

*師子鎧尊者・訶梨跋摩(Harivarma)のこと。中インドのバラモンの出身(4C)。小乗から大乘に転じ、成実論(二百二品)を著す。後、マガダ国の国師となる。

*大乘の諸宗の中に…大乘諸宗の教相判釈。ここでは、法相宗の有・空中の三時教判、三論宗の二藏・三転法輪の教判、天台宗の四教儀、華嚴宗の五時教判、真言宗の十住心の教判などがあげられる。

*是を慧学と申すは…ここでは、各宗における教判に従い、所依の經論を研究することが慧学であると意義づけている。

*定学と云ふは…ここでは坐禅、冥想の実践修行を定学として、各禪觀を列挙。

「フート」

戒律を守る重要性

前説で、戒律は諸宗派に共通であると述べられたが、戒律のあり方から言えば、在家は五戒(不殺生戒・不偷盜戒・不邪淫戒・不妄語戒・不飲酒戒)、八齋戒(五戒と不歌舞觀聽不着華香戒・不坐高床戒・不非時食戒)、十善戒(不殺生戒・不偷盜戒・不邪淫戒・不妄語戒・不綺語戒・不惡口戒・不兩舌戒・不慳貪戒・不瞋恚戒・不邪見戒)を守るべきである。まして、出家者は頭を剃り、衣・袈裟を着るのは戒律の規定から当然であり、女犯(不姪)や肉食をしないのも梵網經に説かれた菩薩戒であり、午後に食事を取らない非時食も諸宗派に共通の戒律であると、ここでは戒律の厳守が強調されている。

三学こそ仏教

次に、釈尊の一代の教えの根本は、偏に戒、定、慧の三学であって、仏教は三学に極まると主張する。また、仏教で宗派を立てるのは、慧学の範疇でのことであって、戒学と定学の範疇では、宗派は立てないのであるとする。さらに、本来仏陀の説かれた教えは一つであり、宗派の区別はないのであるという、脱宗派的な原点回歸の仏教の立場を強調している。以下、我が国への仏教流傳の立場を説明し、俱舍宗、成実宗は小乗の宗派であり、インドでは小乗の学徒は、大乘經典は仏説ではないので、大乘を否定して学ばないと判じている。ここで、興味深いのは小乗側の大乗・非仏説を挙げている点である。さらに、各宗派での教相判釈を述べ、以下に法相宗の有・空中の三時教判、三論宗の声聞、菩薩の二藏および根本法輪、枝末法輪、撰末歸本法輪の三転法輪の教判、また天台宗の四教儀、華嚴宗の五

時教判を、最後に真言宗の十住心の教判などがあげられ、凡そ仏教で宗派を立てる時は、必ず諸経論を分別して教相判釈として自宗の綱要を述べるのが筋であると主張している。また、「諸経論の義理の浅深を分ちて宗を立てる故に慧学と名づけ候。」と言うように、教相判釈をして宗派を立てるのは、いわば諸経論の趣意の浅い深いを智慧によって判別する教学の分野であり、それ故に慧学と名づけられるとしている。さらに、定学について述べられるが、定学とは坐禅して妄想を止めて、真実理を悟る修行であると定義づけ、数息観、慈悲観などの所謂五停心観などのほか、ここでは大小乗さまざまな禅観、観法を列挙している。特に、真言宗の禅観として阿字観、月輪観などを挙げ、真言の護摩の行法もすべて禅観であると主張している。

【本文】

次に、*戒学と云ふは、在家は五戒、八斎戒、十善戒を持ち、出家は沙弥は、八斎戒、十戒を受け、比丘は二百五十戒を受け候。是をば、律儀戒と申して、惡を息むる戒にて候。また瑜伽論の四十七戒、梵網經の五十八戒等は損善法戒、饒益有情戒と名づけて、諸の善を作し、衆生を利益する戒にて候。*是の三を菩薩の三聚淨戒と申候。然るを、俱舍宗、成実宗には、小乗の宗なれば、律儀戒ばかりを受け候。法相、三論、天台、華嚴、真言、禪、淨土の七宗には、大乘の宗なれば、三聚淨戒を悉く持ち候。但し、真言宗には三聚淨戒の外に、*三摩耶戒を加へて受け持ち候。ここを以て戒律は諸宗に通ずと申す事にて御座候。古、聖武天皇の御宇に、大唐の*鑑真和尚、来朝せられ候。天皇、即ち和尚に勅して、東大寺大仏殿の前に戒壇を建立し、天皇ならびに皇后、太子、先づ*菩薩戒を

受けたまふ。その外、和尚を師として菩薩戒を受ける者、四百余人なり。その後、その戒壇を大仏殿の西に移さる。即ち今の戒壇院、是なり。その外、下野国の薬師寺、筑前国の観世音寺にも戒壇を建てらる。さて、畿内近国の僧は、天子に奏聞し、*度牒を賜はりて、東大寺の戒壇に於て十人の比丘を請じて、*具足戒（二百五十戒を律儀とす）を受けて比丘となり、*五夏と申して五年の間、戒学を究めて、その後、面面の宗を学し候。弘法大師の遺告（一卷あり、秘書なり）にも、高野山に住し候僧は、先づ東大寺の戒壇にして具足戒を受く比丘と成て後、三年の間、戒学せしめ、その後、高野山の衆徒に成して、真言を学せしめよと記せられ候故、高野の僧も昔は比丘の戒を受持ち候。然るに、中古已来は戒学を受くる事は無く候へども、唯今に至るまで、高野山にて小兒の髪を剃て、即ち衆に入れ候時は、生年十九歳受戒東大寺住山三箇年と三行書きたる折紙を、その*新発意の師の方より、衆中へ出し候。是れその*遺風にて御座候。さてまた*観世音寺、薬師寺の両戒壇にても、*鎮西、東国の諸宗の僧、みな比丘の戒を受けて、五夏過ぎて後、それぞれの宗を学し候ひき。その後、鑑真和上また和州の唐招提寺に戒壇を建てられ候。然るに、中古已来は諸宗の僧、みな先づ比丘の戒を受くる事は、廢絶し候へども、猶戒律の作法ばかりは残り候て、諸宗なべて出家仕り候時、必ず沙弥の十戒を受け候。凡そ、諸宗の僧、みな先づ具足戒を受けて比丘と成り候事は、和漢兩朝の諸宗の僧伝、その外、東大寺の*疑然国師の三国伝通記に委しく見えて候。

また、洛東の泉涌寺は、人みな四宗兼学と申候へども、彼の開山*俊苾律師よりこのかた、台密禪淨土の四宗の外に戒律を受け護り候。若し、律を一本と立て申候はば、五宗兼学と申すべき事に候。また、上野国新田の長樂寺は、開山*荣朝上人より已来、三宗兼学

と申候へども、台密禪の三宗の外に、榮朝上人戒律を守られ候。沙石集等に分明に御座候。是また律を一宗とし候はば、四宗兼学と申すべき事にて御座候。また、仁和寺の[＊]濟暹僧都は、大師の心経の秘鍵に七宗の行果と候を、律は諸宗に通ずる故に、八宗の中に律を除きての外の七宗を云ふと注せられ候。これ等は、戒律諸宗に亘る証拠にて候。また天竺には小乗の僧、多く候。然るに彼の小乗も六宗二十部に分かれ候へども、戒を護らぬは一宗も無く候。

また、仏經の中に戒をば賊を捉ふるに喩へ、定をば賊を縛るに譬へ、慧をば賊を殺すに況へたまひ候。賊は、我等凡夫の心中の煩惱に喩へたまふにて候。若し、我が宗には戒を護る事は無しと申さば、捉へざる賊を殺すと云はんが如くにして、顛倒なる事にて候。今時の不学の僧は、坐禪は禪宗の所作、戒律は律宗の事と存して、面目の宗にも戒を持ち禪定する事をば知らず候。是れ併ながら、仏意を測らず私の意に任する故にて候。

（語注）

＊戒字と云ふは…以下、ここでは戒律における戒相、戒法、律の相伝などをあげている。

＊是の三を菩薩の三聚浄戒…この摂律儀戒・摂善法戒・摂衆生戒（饒益有情戒）の三つを大乘固有の三聚浄戒（菩薩戒）と言う。

＊三摩耶戒…真言密教で説かれる戒。灌頂を受ける直前に授けられる戒で、菩提心を捨てないことを旨とするところから、菩提心戒ともいう。

＊鑑真和尚…（六八八～七六三）日本での律宗の開祖。大雲寺の智満について出家し、道岸、弘景、融済らに師事して律と天台を学ぶ。後に揚州大明寺で律を講ずる。天宝元年（七四二）日本からの入唐僧の栄叡、普照らの請いを受け、日本への渡航を企てること五回にも及ぶが果されず、途中失明するも、天平勝宝六年（七五四）六度目にして来朝。

東大寺戒壇院を開く。

＊菩薩戒…大乘菩薩が受持する戒。三聚浄戒。梵網經に説く十重禁戒・四十八輕戒などの大乘戒。

＊度牒…受戒得度し、正式な僧尼であることを許可した公文書。度縁、告牒、戒牒とも言う。

＊具足戒…出家した男女の修行者（比丘、比丘尼）が遵守すべき戒のこと。具戒、進具戒、大僧戒などとも言う。四分律では、比丘は二百五十戒、比丘尼は三百四十八戒を具足する。

＊五夏…五年間の夏安居。旧暦四月十五日から七月十五日までの九旬を夏安居と言うが、比丘はこの間一カ所（僧院）に籠もって修行しなければならない規定となっている。

＊新発意…新たに出家し僧となった者。

＊遺風…昔からの風習。

＊觀世音寺、薬師寺…筑紫（福岡県）の觀世音寺、下野（栃木県）の薬師寺のこと。

＊鎮西…九州のこと。

＊凝然国師…（一二四〇～一三二一）東大寺戒壇院の学匠。『八宗綱要』『三國弘法伝通縁起』など多数の書籍を著す。

＊俊苾律師…（一一六六～一二二七）月輪大師。鎌倉期に宋に渡り、禪・天台・律を学び帰朝。泉涌寺を再興し、北京律を興す。

＊榮朝上人…（一二六五～一二四七）臨済宗の僧。上野（群馬県）の人。顕密二教を修め、後に明庵榮西に参禅し印可を受ける。上野国世良田に長楽寺を開き、関東に禪を広める。

＊濟暹僧都…（一〇二五～一一一五）真言宗仁和寺の僧。真言宗仁和寺の性信入道親王から灌頂を受け、同寺慈尊院に入る。「弁顯密二教論懸鏡抄」など著籍多し。

「フート」

戒律（戒学）について

次に、戒学についてここでは様々な戒相が述べられる。先ず、菩薩の三聚淨戒が述べられる。律儀戒としては、在家は五戒、八斎戒、十善戒を、出家の沙弥については、八斎戒、十戒が、さらに比丘は二百五十戒があり、止惡の戒が律儀戒とされる。また、瑜伽論所説の四十七戒、梵網經所説の五十八戒は摂善法戒、饒益有情戒に配当され、律儀戒をあわせてこれ等の三戒を三聚淨戒であると述べている。小乗の宗派では、律儀戒だけしか受戒しないが、大乘の諸宗派（七宗）では、すべて三聚淨戒を受持することとなると主張する。また、真言宗では、三聚淨戒のほかに密教独自の三摩耶戒を併せて受持するとされる。

さらに、鑑真和尚が唐より來朝し、東大寺で菩薩戒を授けた由緒が語られ、古來我が国には、東大寺戒壇院のほかに下野国の薬師寺、筑前国の観世音寺の戒壇院があり、東大寺の戒壇院では三師七証の十人の比丘の下に、四分律の二百五十戒を律儀として受戒して比丘となり、五年間（五夏依止して）戒律を学び、その後それぞれの宗派の教學を学ぶ規則になっていた。真言宗でも、大師のご遺告にあるように、東大寺で具足戒を受け、三年の間は戒律を学び、その後高野山の宗徒となって真言の教學に勤しむこととなっていた。しかし、中古以後は戒学を受けることも廢れてしまい、新発意（新參の僧）が高野山での入衆の際は、「生年十九歳受戒東大寺住山三箇年」と書いた折り紙を衆中に差し出す慣例だけが残っているとも述べ、比丘戒を受ける形式も廢れ、沙弥の十戒だけを受けて出家する作法のみが残っていると、当時の高野山での戒学の廢れた様子がここに語られている。また、先に述べられたように、戒律を一宗として立

てない捉え方は、例えば泉涌寺は北京律で戒律を護持する寺であるが、一般に四宗兼学と言われている。この四宗とは天台、真言、禪、淨土のことで、敢えて律を一宗に数えて五宗兼学としないのは、本來戒律を一宗として認めないからであると主張している。ここでは、戒律を一宗と捉えない例として、二、三の引証を挙げ強調している点は重要であろう。

最後に、比喩として、經典の中では煩惱を賊に喩え、戒学を賊を捉えることに喩え、定学を賊を縛ることに喩え、慧学を賊を殺す事に喩えていることを述べ、煩惱を捉える戒学の実践無くして、如何に煩惱を断ち、悟りを完成させるべきかという、戒律重視の立場を強調している。また、今時の不学の僧は、独善的な解釈をして、定学（坐禪）は禪宗のみの所作、戒学（戒律）は律宗のみの所作として理解しており、それぞれの宗派にも戒学、定学があることを理解せず、私の勝手な解釈で仏陀の意向に背き、三学の重視を怠っていることを批判している。

『本文』

一、右の如く戒律は、諸宗に通じ候を、八宗の名を列ぬる時、別に律宗の名を立る事は、唐招提寺より始まり候。彼の寺の開山鑑真和尚は、大唐の終南山しゅうなんざんの道宣律師だうせんの孫弟子まごにて、南山の宗を立られ候。然るに彼の南山律師は*性空教、相空教、唯識教ゆいしきの三觀教を立て、一代の諸經論を分別して、小乗の戒を則ち*開會かいえして円宗の戒を建立せられ候。この円宗は、日本流布の諸宗に異ことじ候を以て、いつとなく律宗と申しならわし候。法相、三論等の諸宗は、彼の円宗をば学ばず候故、律宗と申すべき理ことわりは無く候。

一、西大寺は興正菩薩こうしやうぼさつより真言宗にて、而も戒を守り候故、真

言律と申候。招提寺も*大悲菩薩より以来は、真言律と申候。*山城

国の槇尾山も明忍律師已来、真言律にて候。泉州の神鳳寺の一派、

河内国野中寺の一派もみな同前に候故、たとひ禪宗、浄土、天台な

どより彼の派に入り候人も、みな真言を学し候。当寺は、愚僧本来

真言宗にて戒律を守り、諸弟子みな同前に候故、真言律と名乗り候。

然るを今度、公儀御取り立てなされ、関東八箇国の真言の本寺と仰

せ出だされ候へば、いつまでも*如法の真言宗と存じ*罷り在り候。

一、諸宗の中に真言宗は、取り分け戒を持たず候へば、法の靈驗

なく候。この故に、大日経にも戒を説き、蘇悉地経、蘇婆呼童子經

等の密経に、みな戒を守るべき由を説かれ候。弘法大師の真言宗の

人の学すべき*経律論の目錄には、蘇悉地経三卷、蘇婆呼童子經三卷、

小乗の有部の律十二部百六十八卷を出だされ候。今時、不学無智の

真言宗の人、動もすれば戒は小乗なり、我等が学ふべきに非ずと申

して、*放逸無慚なるを、我宗の法の様に存じ候。然るに弘法大師は、

小乗の戒律を学すべしと記せられ候。況んや、大乘の戒は云ふに及

ばざる事にて候。殊に、真言法は天下の泰平を祈る法にて御座候に、

仏祖の法に背きながら、その法を行じて*驗あるべしと存ずるは*不

相応なる事にて御座候。

一、凡そ出家は耕さずして食し、織ずして衣て、国家の恩を蒙り、

人の信施を受けて*活命仕る者にて候故、*梵網経には破戒の僧は、

国王の地の土を行くこと得ず、国王の水を飲むことを得ず、五千の

大鬼神、常に破戒の僧の足の跡を掃ひて、大賊と云ふて罵ると

説かれ候。然れば、天の下に居り国王の水を飲みながら、戒は我が

為る事に非ずと申すは、頗る*自害の申分にて候。これ等を以て、

戒は諸宗に通ずる事を御察し仰奉り候。

右、少しも私の意を交へず、仏祖の法言に任せて記して進上仕

り候。

元禄七年七月*(十三) 日

寺社御奉行所

靈雲寺覚彦欽上

(語注)

*道宣律師…(五九六―六六七) 南山律宗の祖。諡号は澄照律師。浙江省湖

州の出身。十六歳で出家し智首律師に律を学び、のち終南山に住した。

各地で律を説き、また玄奘の訳経事業にも参加する。四分律を基に、

唯識教学を取り入れた独自の戒律教学を大成した。著書は、『四分律

行事鈔』『続高僧伝』『広弘明集』など多数あり。南山律師、南山大師

とも呼ばれる。

*性空教、相空教、唯識教の三観教…道宣律師は、化制二教の教判論を立て

るが、化教としては性空教、相空教、唯識円教の三教に分説する。①

性空教は、人法ともに性空であるとする小乗教を指し、②相空教は、

般若などの皆空を説く大乘の浅教を指し、③唯識円教は、性相円融な

るを説く大乘の深教を指す。

*開会して円宗の戒…開会とは開顕会通の意味であり、円宗とは道宣律師の

教判論で説かれる制教の中の円教宗を指す。特に律師は心法戒体説を

以て解釈し、四分律を大乘諸宗にも通ずる分通大乘の戒として意義づ

けたということ。

*興正菩薩…観尊(一一二〇―一一二九〇) 鎌倉期の南都の僧。嘉禄二年

(一一三六) に覚盛、円晴とともに東大寺大仏殿で自誓受戒をして比

丘となり、戒律の復興に努め、西大寺を再興し真言律の祖となる。著

書に『感身学正記』などがある。

*大悲菩薩…覚盛(一一九四―一二九四) 鎌倉期の南都の僧。明恵上人に華

嚴を、戒如に律を学び、観尊らとともに東大寺で自誓受戒をし、戒律

の復興に尽力する。仁治年間に四条天皇に菩薩戒を授け、勅命により

唐招提寺に住した。

*山城国の槇尾山も明忍律師・・・京都市右京区にある槇尾山西明寺。慶長七年（一六〇三）俊正明忍律師が法華宗徒の慧雲寥海、西大寺僧の友尊僧全とともに槇尾山高山寺にて自誓受戒し、晋海僧正の寄進により槇尾山に西明寺（平等心王院）を開創し、ここを戒律の道場とした。さらに西明寺で受具した賢俊良永は、高野山に帰り新別所（円通寺）を復興し（一六一九年）、賢俊より受具した円通寺二世の真政円忍は、後に泉州鳳に大鳥山神鳳寺を再興し、ここを四方僧坊となして神鳳寺一派を起こした。（一六七二年頃）また、槇尾の真空了阿律師の弟子で西明寺で受具した慈忍慧猛は、後に西明寺を退衆し河内に青龍山野中寺を四方僧坊として再興し、野中寺一派を興す。（一六七〇年頃）槇尾山（西明寺）、神鳳寺、野中寺は、江戸初期の律の三僧坊と称された。

*如法の真言宗・・・仏所製の戒律（二五〇戒）を如法に遵守する真言宗という意味。

*罷り在り・・・ある「おる」の意の丁寧語。「あります」「おります」の意味。

*経律論の目録・・・空海が弘仁十四年（八二三）の十月に朝廷に提出した『真言所學経律論目録』（三学録）。密教を学ぶ者のために経・律・論の三学が規定されている。

*放逸無慚・・・放逸とは、生活態度に節度がないこと、勝手きままなことであり、無慚とは恥じないこと。つまり、戒律を破っても心に少しも恥じることがないという意味。

*験・・・加持祈祷のききめ、効果。

*不相応・・・釣り合いがとれていないこと。ふさわしくないこと。

*活命・・・生命を支えること。生きること。

*梵網經・・・『梵網經盧舍那仏説菩薩心地戒品第十』（二卷）の略。上巻には、盧舍那仏、十発趣心、十長養心、十金剛心、十地心の説明が述べられ、下巻には大乘菩薩戒（十重四十八輕戒）が説かれる。梵網菩薩戒經とも言う。『梵網經』下巻の第四十三輕戒（無慚受施戒）の箇所には、「若仏子、信心もて出家し、仏の正戒を受けしに、故に心を起して聖戒を

毀犯せば、一切の檀越の供養を受くるを得ず。また国王の地上を行くを得ず、国王の水を飲むを得ず。五千の大鬼常にその前を遮りて、鬼、『大賊なり』と言ひ、もし房舎、城邑、宅中に入らば、鬼、また常にその脚跡を掃かん。一切の世人、罵りて『仏法中の賊なり。』と言ひ、一切の衆生は、戒を犯す人の畜生と異り無く、木頭と異り無きを、眼に見んことを欲せず。もし正戒を毀らば、輕垢罪を犯す。』とある。（大正藏經・第二十四卷・一〇〇九頁上段十三行以下参照）

*自害・・・自分で自分を損なうこと。

*（十三）日・・・原本には十三とは無いが、ここでは敢えて十三を付け加えた。後述の「テキストについて」を参照されたし。

フート

宗派としての律宗を否定

このように戒律を律宗として立てるようになったのは、唐招提寺が開創されてからである。開山の鑑真和尚は、道宣律師の孫弟子になる律僧であり、日本で南山律宗を宗派として立てられたのである。特に、道宣律師は独自に玄奘の新訳唯識教学を取り入れ、釈迦一代の経論を分析して化制二教の教判論を立てたのである。この教判では、化教としては性空教（小乗）、相空教（權大乘）、唯識円教（実大乘）の三教に分け、また制教では実法宗（色法戒体説）、假名宗（非色非心法戒体説）、円教宗（心法戒体説）と分類している。本来は非色非心を以て戒体とする小乗の四分律を、さらに拡大して大乘共通の戒として解釈意義づけ、心法を以て戒体とする実大乘の円教宗（円宗）の戒律を立てるのである。

しかし、この円教宗の宗の意味は、所謂日本に流伝した諸宗の宗（宗派）の概念とは、全く異なるところで主張する。何故なら、他の諸宗の別は、慧字の範疇であり、諸経論の中で、自らが最重要と

する經典、論書による成仏論、実践論の上に成り立つものであるのに対し、円教宗の宗の概念は、明らかに戒学（戒律）の解釈（戒体説）の相違の上に成り立つものであり、ここでの宗とは戒律の一説論を指すに過ぎないからである。つまり、例えば八宗と言った場合、他の七宗（法相宗、華嚴宗など）と律宗とは、抑も慧学と戒学といったように相互に範疇（カテゴリー）が異なったものであり、律宗だけが異質であり、本来戒律だけが単独で宗とはなり得ないという主張である。ところが、南山律が自らを円宗と呼称するので、誤って何時のころからか律宗と呼ぶようになったと、律宗の宗の概念の矛盾点を指摘している。また、この円宗が実大乘の戒律論であるとすれば、南都の大乘を代表する法相宗や三論宗でも、これを宗学（教学）の中に取り入れて学べば良いのであるが、円宗をそれぞれの宗学で学ぶこともなく、実際は軽視しているので、ここでは敢えて南山律だけを律宗と呼ぶ必要はないと批判しているのである。

律宗ではなく真言律

また、西大寺は叡尊が復興して以来は、真言宗であり、戒律を厳守するが故に真言律と言われ、唐招提寺も覚盛により復興されて以来は、真言律と言われている。江戸初期に開創された律の三僧坊である京都槇尾山西明寺（明忍律師開創）も真言律であり、他の泉州神鳳寺一派、河内野中寺一派も同じく真言律である。それ故、これらの律僧坊に交衆した僧は、たとえ禅宗、浄土、天台などの他宗から入衆した場合でも、真言を学んでいると述べている。勿論、ここでの律師の主張の意図は、これらの律僧坊は決して律宗ではなく、真言律であるというところにある。当時まで、これらの律僧坊は主に「律宗」と定義され、呼称される傾向にあったが、律師はこういっ

た律宗の概念の雑乱に対し異を唱え、前節で述べたように、本来宗派としての律宗を否定し、当時律宗と呼ばれていた僧坊、寺院はみな真言律であるここに明言するのである。

さらに、浄嚴律師によって開創された靈雲寺は、関東八カ国の真言宗の本寺と幕府によって定められたのであるが、これは「如法の真言宗」、つまり仏陀が説かれた戒律（比丘は二五〇戒を具足）を遵守する正統な真言宗であり、これも真言律の寺であると規定している。

戒律を守らねば、修法に驗なし

諸宗の中でも、取り分け真言宗で戒律を守らなければ、たとえ修法を行っても靈驗はないのである。これは、真言宗が所依とする大日経、蘇悉地経、蘇婆呼童子経などの密教經典にも、戒律を守るべき理由が説かれていることや、弘法大師の三学録の中にも、小乗の有部律の經典百六十八巻が挙げられていることから明らかである。無学無知の真言宗の者は、ともすれば戒（比丘の律儀戒）は小乗の教えで、自分たちが学ぶ必要はなく、戒律を守らなくても恥じないのが、真言宗の教えだと考えているが、これは大きな過ちだと主張し、律師は当時の無戒の真言宗の有り様を痛烈に批判するのである。

大師は、三学録に有部律を挙げ、小乗の戒律（篇聚戒）を学ぶべき旨を示しておられ、まして大乘の戒（梵網菩薩戒、十善戒、八斎戒など）は当然に学び受持すべきものであるとし、真言の修法を行う者が仏の教えである戒律に背いて、修法を行っても効果はないと断言しているのである。また、最後に『梵網経』の下巻に説かれる第四十三輕戒（無慚受施戒）の文章を引用し、おおよそ出家者は自

ら作らずして衣食し、国家庇護の恩を受け、布施を得て生活をしているのであるから、国家の恩恵を被りながら戒を守らないということとは言語道断の沙汰であると主張し、「戒は諸宗に通ずる事を御察し仰ぎ奉り候。」と述べて、仏教の宗派である限り戒律を遵守すべき旨を奏上しているのである。

『テキストについて』

テキストにあげた『真言律弁』は、明治十五年に釈雲照律師によって校訂出版されたものである。高野山大学図書館蔵の同書のもので、そのタイトルは『真言律宗注進書』（正祐寺寄託本）、『真言律注』（光台院寄託本）、『真言律注進記（浄厳各進録）』（三宝院寄託本）など様々なタイトルがあり、本来はタイトルがなかったとされる。また末尾の日付については、光台院本や正祐寺本などを参照すれば、元禄七年（一六九四）七月十三日に靈雲寺の浄厳律師が幕府（寺社奉行）に提出したものであることは明らかである。『浄厳和尚傳記史料集』上田靈城編著一三六頁上段参照。』

また、テキストについては尼崎福田寺榎尾亮順師よりご教示頂き諸資料を参照させて頂いた。茲に深謝の意を表する次第である。

『参考文献・資料』

浄厳律師に関する最も詳しい参考文献資料は、『浄厳和尚傳記史料集』上田靈城編著（名著出版・昭和五十四年発行）である。近世戒律復興の展開については、拙論「近世初期における戒律復興の一潮流」（四天王寺国際仏教大学紀要・人文社会学部第三七号所収）、「真政圓忍律師の伝記と行跡について」（四天王寺大学紀要・第五九号所収）、「近世戒律復興と野中寺律僧坊」（『印度学仏教学研究』第五九卷第一号所収）を参照。

浄厳律師について（浄厳伝記）

浄厳律師は、寛永十六年（一六三九）十一月二十三日に生まれた。

字（通称）は寛彦と言いい、俗姓は上田氏であり、河州錦部郡鬼住村（河内長野市神方丘）の出身である。父母は信仰に篤く、深く三宝を信じており、律師は生まれながら非凡であった。幼少の砌、授乳の時には、いつも右の人差し指で梵字や漢字を、母の胸に書いたと言われ、また一切の文字も習ってもいなかったのによく知っていたと言う。四歳の頃には、法華経の普門品や尊勝陀羅尼を誦誦し、またよく阿弥陀や観音、地藏などの仏の名号を書いたと言う。ある時には、父親に出家したいと願ひ、密かに般若経を唱えていたとも言われ、女性に会うことを嫌い、生臭いものは食べなかった。六歳の時には、桂厳禅師の碧巖録の講義を聴き、家に帰りまた自ら講じ、それを聴いた者を驚歎させたと言う。

慶安元年（一六四八）十歳の時に高野山に登り、悉地院の雲雪和尚に付き得度する。暫くして雲雪和尚が遷化したので、釈迦文院の朝遍和尚に師事することとなった。日新たに修行して、明暦二年（一六五六）には実相院の長快阿闍梨から中院流の伝法灌頂を受ける。寛文四年（一六六四）に、南院の良意阿闍梨から安祥寺流の伝法灌頂を受け秘印を授かる。以後は、俱舎、唯識、華嚴や法華の諸経論を兼学して勉学研鑽する。寛文十年（二六七十）には、大師の『即身成仏義』を講義して、高野山の全山の学徒がその優れた解釈に心服した。律師は高野山で修行すること二十余年であったが、自ら学侶の席を捨て山を下る。寛文十二年（一六七二）春には、故郷の河内に帰り、父の俗宅に如晦庵を建て、観心寺に於いて『菩提心論』『理趣経』などを講義した。

延宝元年（一六七三）には、神鳳寺派の快円律師より梵網菩薩戒を受け、浄厳と名を改め、これ以降は戒律を護持することとなる。翌年には、仁和寺の顕證阿闍梨、孝源阿闍梨の二師に拝謁して、西

院の法流や真言の諸儀軌を受得する。また、黄檗の鉄眼禪師に邂逅して意気投合し、その後も親交は深められる。延宝四年（一六七六）春二月には、河内の常楽寺にて曼荼羅を建てて、初めて受明灌頂を行い、弟子に許可を授けている。抑もこの受明灌頂は、真言密教の重要な灌頂であったが、中古以後その伝授が途絶え、五百年になろうとしていたのである。それを浄厳律師が諸儀軌を檢校して、この灌頂を復興したのであった。また、この年の五月に、泉州堺の高山寺で、神鳳寺一派の玄忍律師を証明師として招請し、通受自誓の受戒（二百五十戒を具足）を行い、比丘となる。

また延宝六年（一六七八）春、讃岐に赴き講經や説法をする。讃岐高松の藩主松平頼重は、律師の戒徳を仰ぎ慕い、直接律師から教えを受けたのである。延宝七年（一六七九）には、河内の教興寺を再興せんと志して、冬安居を結制し、翌年には松平頼重の要請に応じて、『法華秘略要鈔』十二巻を著述する。貞享元年（一六八四）十一月、教化のために江戸に出るが、旅住まいをして間もないのに、学人が雲のように多く集まり、講經や説法をしても、人が来ない日は無いほどであった。ある時、『法華經』を谷中の多聞院で講じたところ、衆列が千人余りにもなり、さらに次には『梵網經』を講じた程である。三帰依の戒を授かった者は、六十万九千人。光明真言呪を授かった者、一万千百余人。菩薩戒を授かった者は千百三十人であった。元禄四年（一六九一）八月、幕府の命令を受けて、湯島に靈雲寺を開創し、十月には殿堂が完成して、入寺して説法を開演するが、ますますその名声は広がることとなった。元禄十年（一六九七）春二月に、結縁灌頂を大衆に授けたのであるが、入壇し受けた者が九万人にも及んだ。

水戸藩の儒者であった森尚謙は、律師の法座があまりに盛んで

あったのを祝って、詩を賦して、「南天の鉄塔覺皇の城、芥子扉を開いて此道明らかなり。惆悵す会昌の沙汰の濁れることを、讃歎す日域の法流の清きことを、口羅具足して無漏を証し、結縁灌頂して有情を救う。遍照金剛今いづくにか在る。那伽の定裏に形声を見はす」と詠じている。

翌年（一六九八）春三月、『楞嚴經』を講義したが、衆列は千人にも及んだ。律師は、この年の正月に、大元帥王法を勤修し、国家の鎮護を祈願したのであるが、この時諸侯やその妻妾は、大変敬服したのであった。元禄十五年（一七〇二）六月、律師は体調を崩し病に罹り、二十七日に、頭北面西し、右脇して臥して、印を結んで、静かに遷化したのであった。享年は六十四である。

律師の夏安居の結制に加わった者は、若干ばかり。得度を受けた弟子は、四百三十六人。灌頂を授かった者、百六十七人。菩薩戒を授かった者は、一万五千人余りにも及んだ。著籍には『悉曇三密鈔』『法華冠註』など、大凡十五部六十巻があり、これらは出版されている。また、諸尊秘訣などの三百余巻は、書写されて密教僧の間に普及している。

律師は、戒律を護持して、決して怠らず、三衣一鉢などの持ち物を飾ることもなく、美味しい食物を口にすることはなく、人に接する時は謙譲であり、また人を送迎する際には、非常に丁寧であった。信者から受けた布施は、すべて經典や仏像を購入したり、堂塔を修復することに用い、慈悲の実行を常に旨とし、護法を自らの勤めとなしたのである。まさに、仏教界の逸材と言うべき高僧であった。

律師について賛述するならば、真言の秘密の教義が、我が国に伝来して八百年余りになり、法脈が長きに渡ったので、自ずから弊害が生じることとなった。「まさに今の世は」、真言密教の優れた徳性

や理法だけを誇張する者、あるいは真言の修行を疎んじて怠る者が出てきたり、魂は永遠なるといふ常見に執着し停滞する者や、また因果の道理を無視し、人は死ねば何も無くなるという断見に陥る者さえ多くいる有様となった。

「このような時代に」浄厳律師は、若年の時から仏としての靈性と優れた機根を具え、正しい悟りの知見を持っていたのである。高祖大師の遺訓を従い守り、戒律と教相とを共に研鑽し、衆生を救済するに、雲のようにあちらこちらを遊行し、雨のように多くの教えを施したのであった。誠に末世に傑出した逸材であり、密教界の中興の菩薩と言えよう。

『浄厳和尚傳記史料集』三十一頁上段参照。以下、この『浄厳和尚傳記史料集』を参照しながら、必要な具体的事項を若干加え、次に掲げる「江戸靈雲寺沙門浄厳伝」をここに意識した次第である。

〔資料〕『続日本高僧伝』巻第一所収（大日本仏教全書第一〇四巻）

江戸靈雲寺沙門浄厳伝

釈浄厳、字は覚彦、俗姓は上田氏、*河州錦部郡鬼住村の人なり。父母は*篤行にして、深く三宝を信ず。厳、生まれながらにして凡ならず。襁褓の中、母之に乳するに当り、毎に右の頭指を舒べ、梵漢の字を母胸に書す。凡そ一切の文字、習わざるに自ら通ず。

年甫めて四歳にして、自ら*普門品、尊勝陀羅尼を誦す。また善く阿弥陀、観音、地藏等の仏号を書す。或るとき、父に出家を請い、私かに*空経を称す。女人に見えることを嫌い、*葷膾を食さず。六歳にして、*碧嚴集を桂嚴禪師に聴く。家に帰りにて覆講し、聴く者、驚歎す。慶安元年、高野山に登り、*悉地院の雲雪に従いて得度す。時に年、十歳なり。何も亡くして雪逝き、*釈迦文院の朝遍に師事す。受業して日新となり。明暦二年、灌頂を長快より受く。寛文四年、安祥寺流の*秘璽を良意に受く。俱舍、唯識、雜華、

法華を兼学して精研す。寛文十年、*即身義を講ず。*闍山の学徒、その妙解に服す。厳、山に住すること二十余年なり。*角を折り席を奪す。十二年春、*河内に帰り如晦庵を建て、観心寺に菩提心論、理趣経等を講ず。

延宝元年、*自誓して、菩薩戒を受く。*堅く浮囊を守る。翌年、仁和寺の顕證、孝源の二師に謁し、西院の法流及び諸儀軌を稟受す。また鉄眼禪師に見えて、玄機投合し道交特に厚し。四年春二月、曼荼羅を常樂寺に建て、*受明灌頂を諸弟子に授く。抑も受明灌頂は東密一派、その伝を失うこと、ここに五百年なり。厳、経軌を検尋し、再びこの法を興す。*是の年の夏五月、自誓して具足戒を泉州高山寺に受く。六年春、讃州に遊び、講經說法す。讃州の太守源頼重、戒徳を渴仰し、親しく教誨に預かる。延宝七年、*教興寺を営興せんと冬安居を結ぶ。翌年、源頼重の需に応じ、法華秘略要鈔十二巻を著す。貞享元年冬十一月、江戸に遊化す。*僑居して未だ幾ばくならざるに、学人雲集す。講經說法して、虚日有ること無し。嘗て法華を谷中の多聞院に講ず。列衆は一千余人なり。次に、梵網経を講ず。三帙依を受くる者、六十万九千人。光明呪を受くる者、一万千百余人。菩薩戒を受くる者、千百三十人。元禄四年秋八月、幕府の命を蒙り、*靈雲寺を開創す。冬十月、殿堂落成す。入院開法して、*法雷倍震ふ。十年春二月、結縁灌頂を授く。壇に入る者、九万人。

*水府の儒者森尚謙、*法筵の藹然たるを賀し、詩を賦して云く、「*南天の鉄塔覺皇の城、*芥子扉を開いて此道明らかなり。*惆悵す会昌の沙汰の濁れることを、讃歎す日域の法流の清きことを、*戸羅具足して無漏を証し、結縁灌頂して有情を救う。遍照金剛今何にか在る、*那伽の定裏に形声を見はす」と。翌年春三月、楞嚴経を講ず。列衆は一千人なり。厳、*比年の正月、大元帥王法を勤修し、国家を鎮護す。公候妃嬪、崇敬し*欽服す。十五年夏六月、*微疾に染む。廿七日、*頭北面西、右脇して臥し、印を結びて、寂然として逝く。世を閲ること六十四なり。*夏に坐するもの、若干なり。剃度の弟子、四百三十六人。灌頂を授かる者、百六十七人。菩薩戒を授かる者、一万五千余人。著す所に、悉曇三密鈔、法華冠註等、*亡慮十五部六十巻有り。世に*梓行す。諸尊秘訣等の三百余巻、謄写して密林に流伝す。厳、*戒檢を堅持して、*油鉢を欠かず。衣鉢を飾ること無く、好味を嗜まず。謙讓して

人に接して、送迎するに^{いんぎ}慇懃なり。信施を得るに随い経像を購い殿堂を修す。慈悲を懷とし、護法を任とす。^{*}法筵の龍象と謂ふべきなり。

賛して曰く、真言の秘教、日域に伝来して八百余年。法久しくして、^{おのすか}白^ら弊を生ず。それ、^{*}表徳玄理を誇称し、或いは事行を疎んず。常見に執滞し、また断見に堕つる者、多きに居る。厳公、夙に靈根を具し、正知見を發す。高祖の遺訓を遵奉して、^{*}戒乗双練し、人天を利益するに、^{*}雲行雨施す。実に、^{*}澆^き季の傑出にして、^{*}密苑中興の大神なるかな。

〔語注〕

^{*}河州錦部郡鬼住村…現在の河内長野市神ガ丘の延命寺付近。鬼住^{おにま}と言い、小西見とも書いた。

^{*}篤行…人情に厚い行いをする。信仰に篤い行いをする。

^{*}襴褕…幼少の時期

^{*}普門品、尊勝陀羅尼^二妙法蓮華經觀世音普門品第二十五^一（觀音經）と「佛頂尊勝陀羅尼」のこと。

^{*}空經…般若經のこと。

^{*}葷膾…なまぐさい物。にら、にんにくの類や肉類。

^{*}碧嚴集を桂嚴禪師に聴く…桂嚴禪師の『仏果圓悟禪師碧嚴錄』（碧嚴錄）の講義を聴いた。桂嚴惟岳禪師（一六二七―一七一〇）は、信州の出身の禪僧であるが、全国を遊行し、のち寛文七年（一六六七）に小倉の福聚寺にいた黄檗僧である即非禪師に参禪し印可を受け、同年十一月に登槩し、隱元禪師から桂嚴の号を賜った。桂嚴禪師は、若年の頃、河内金剛山麓に「見桃亭」と号する禪庵を結び修行したとされ、その頃に幼少の浄厳師が聴講に伺ったことが分かる。尚、『妙極堂遺稿』では、浄厳律師十五歳の晩秋、河内観心寺で惟岳禪師の碧嚴錄を聴講し、詩を呈したことになる。（『浄厳和尚傳記史料集』四一頁参照。以下『傳記史料集』と略す。）

^{*}悉地院の雲雪…『高野春秋』や『紀伊風土記』によると、順教房雲雪は、和州平群郡五百井人で筒井順慶の子息とあり。幼くして高野に登山し、宝性院政遍に受業し四度加行をし、後に悉地院に住して第二百四十一

世寺務檢校法印になったとされる。浄厳律師は、はじめ雲雪和尚に就き、得度して覚彦雲農と名乗る。（『傳記史料集』三四頁、三八頁参照）

^{*}釈迦文院の朝遍…『高野春秋』によると、賢清房朝遍は、父は讃岐出身で久保氏。慶長元年に大阪に生まれ、十一歳で高野山に登り、宝龜院の朝印和尚につき得度、後に宝性院に転住する。（『傳記史料集』四五頁上段参照）

^{*}秘璽…秘印。璽は印のことであり、ここでは安祥寺流の伝法を受け奥義の秘印を授かったという意味。ここでは、高野山南院前左学頭良意阿闍梨から安祥寺流の秘印を授かったとなっているが、『浄厳和尚行状記』（以下、『行状記』と略す）では、寛文元年（一六六一）二十三歳の正月十一日となっている。（『傳記史料集』一八六頁下段参照）

^{*}即身義…弘法大師の著した『即身成仏義』のこと。

^{*}關山…山全体。高野山全山。

^{*}角を折り席を奪す…学侶としての誉れが高かったが、自らその学侶の席を捨て失ってしまう。角を折りとは、ここでは学侶としての頭角・才能がありながら、わざわざ途中で止め、挫折してしまう意。

^{*}河内に帰り如晦庵を建て…ここでのテキスト「続日本高僧伝」所収の「江戸靈雲寺沙門浄厳伝」には「帰于河内、建如晦庵于観心寺、講菩提心論」とあるが、上田靈城編著『浄厳和尚傳記史料集』所載の他の伝記史料を参照するに、明らかに観心寺に如晦庵を建てたと読むは誤りであるので、ここでは読みを史実に基づき改めた。

^{*}自誓して、菩薩戒を受く…自誓受戒して、（梵網）菩薩戒を受けた。『浄厳和尚年譜師稿』（以下、『年譜師稿』と略す）や『行状記』によると、延宝元年（一六七三）三月に堺の神鳳律寺快円律師に従って、菩薩戒を受け浄厳と改名したとする。尚、快円律師はもと高野山の学侶で良意阿闍梨に師事し、安流の伝法も受けた浄厳律師の六歳上の先輩であった。『傳記史料集』六七頁上段参照）

^{*}堅く浮囊を守る…戒律を厳守すること。

^{*}鉄眼禪師…（一六三〇―一六八二）江戸前期の黄檗宗の僧。肥後の出身。浄土真宗から禪に転じ、長崎で隱元隆琦、木庵性珒に参じる。飢饉の

際には難民救済に尽力。全国を遊行布教し寄進を募り、十年余りを費やして、黄檗版（鉄眼版）大藏經を刊行した。諡号は宝蔵国師。

*受明灌頂…密教を修行する仏弟子に、一尊の印・明を授ける灌頂。常楽寺は、河内長野市にある延命寺の近隣の寺院であるが、明治期に廃寺。

*是の年の夏五月…延宝四年（一六七六）五月十四日、泉州高山寺にて自誓して、具足戒を通受する。この時、慈念房慧隆が同受し、神鳳寺一派の真政律師の高弟、慧海房玄忍が証明師を勤めている。（『傳記史料集』七六頁下段参照）

*源頼重…松平頼重（一六二二～一六九五）は、江戸前期の大名。はじめ常陸下館藩主、のち讃岐高松藩初代藩主となる。水戸藩初代藩主徳川頼房の長子で、二代藩主徳川光圀の同母兄。三代藩主徳川綱条の父。浄厳律師の外護者であった。

*教興寺…八尾市にある西大寺末の教興寺。『行状記』の延宝七年条には、この冬に河内高安郡教興寺を尊学忍空より譲り受けて再興の志を起したとある。（『傳記史料集』九〇頁上段参照）

*僑居…仮住まい。旅住まい。

*霊雲寺を開創す…元禄四年（一六九二）八月二十二日、柳沢保明の推挙によつて幕府より湯島（東京都文京区湯島）に三千五百坪の土地と金三百両が下賜され、宝林山霊雲寺が創建される。閏八月二日に着工し、十月半ばに完成。永代幕府の祈願所とされた。（『傳記史料集』一二六頁上段参照）

*法雷倍震ふ…仏教の説法を雷震に喩えて、浄厳律師の説法が広く天下に知れ渡った。

*水府の儒者森尚謙…水戸藩の儒者であった森尚謙。森尚謙（一六五三～一七二二）江戸中期の儒者。摂津の医師森壽庵の息子、高槻に生まれた。医師の家業を継ぐが、後に水戸藩に仕え『大日本史』の編修に参加。徳川光圀命名の儼塾を開き、自らの号ともした。名は尚謙、字は利涉。復庵、不染居士とも号した。著書に『護法資治論』『儼塾集』などがある。

*法筵の藹然たる…法筵とは、法座、講經や法話が聞かれる座。藹然たると

は、非常に盛んなる様を言う。ここでは、浄厳律師の法座に多くの大衆が集い盛んである様子を示す。

*南天の鉄塔…南インドにあった真言密教の根本聖典である大日經・金剛頂經を蔵していたとされる鉄塔。真言密教伝持の第一祖となる龍猛菩薩（龍樹）がこの鉄塔に入り、金剛薩埵に相見して大經を伝授されたとされる。

*芥子罪を開いて…金剛頂義訣等によれば、龍樹は南天の鉄塔に至り、塔前で七日間大日真言を誦誦し、そののち白芥子七粒を罪に投げつけると、罪が開き入塔して両部の大經を伝持することができた故事に因んでいる。此道とは、真言密教の教義。ここでは、龍樹が南天の鉄塔を開いて伝持した真言密教の教えが、脈々と受け継がれ明白に浄厳律師によつて大衆に敷衍されていることを賀頌している。

*惆悵す会昌の沙汰の濁れることを…惆悵とは憂え悲しむさま。会昌の沙汰とは、唐の会昌五年（八四五）に武宗によつて断行された廃仏事件。これによつて唐の仏教は衰退し、時代も悪化した。

*戸羅具足して無漏を証し…戸羅（Gṛha）とは、戒のこと。浄厳律師が戒律を護持し、無漏の悟りを証していることを誉め称えている。

*那伽の定裏に形声を見はす…那伽（Naga）とは、龍や象のことであるが、ここでは浄厳律師の説法の姿が正に那伽の禪定であり、その姿の中に弘法大師が彷彿として映し出されていると評している。

*比年…毎年

*欽服…うやまい従うこと。

*微疾に染む…ちょっとした病を患うこと。

*頭北面西、右脇して…頭を北にし、西を向き、右脇を下に横になること。釈尊が入滅された時の姿。

*夏に坐するもの…夏安居の結制に加わる者

*亡慮…おおよそ。概ね。

*梓行…書物を出版すること。上梓。

*戒検を堅持し…戒律を堅く受持して。

*油鉢を欠かず…油鉢は傾覆し、油がこぼれ易いので、注意を凝らすことに

喩える。

* 慇懃…礼儀正しく丁寧なこと。

* 法筵の龍象…法筵は一般に法席を意味するが、ここでは広く当時の仏教界全般の意。また、龍象は威力自在なるに喩えて、高僧や賢聖を意味する。

* 弊を生ず…悪い状況が生じる。

* 表徳玄理を誇称し…真言密教の優れた徳や奥深い理法を大げさに言つて。

* 戒乗双練…戒律と真言乗とともに練行すること。

* 雲行雨施す…雲のようにあちらこちらを遊行し、雨のように多くの教えを施す。

* 澆季…末世のこと。

* 密苑中興の大士…真言密教の中興の菩薩。大士とは菩薩のこと。

“Shingonritsuben” (The Description on the Precepts of Singon Sect) stated by Precept-Master, Rev.Jōgon

Atsuo FUJITANI

Rev.Jōgon (浄厳 : 1639 ~ 1702) was a monk of Shingon sect and a stern Precept-master in Edo period who was commonly called 'Kakugen' (覚彦), 'Myogokudo' (妙極堂) or 'Zuiun-dōnin' (瑞雲道人). He was born as a son of Doun Ueda (上田道雲) in Onishimi village (in current Kawachinagano city of Osaka). As he had trained Shingon esoteric Buddhism at Koya Mountain since his childhood, he could accomplish the establishment of Shin-anjouji fashion (新安祥寺流 : a new fashion of Singon esoteric training). After he left Koya Mountain, he devoted himself to the investigation of Buddhist precepts and the revival of Buddhism. In 1691 he founded a head temple named 'Reiunji' (霊雲寺) in Yushima of Edo to centralize all temples of Singon sect in Kanto district by support of the Tokugawa shogunate. Based in this temple, he propagated teachings of Singon esoteric Buddhism and Buddhist precepts to many people.

In 1694 he proffered “Shingonritsuben” (真言律弁) as a statement on the precepts of Shingon sect to the Tokugawa shogunate. In particular, he defined 'Shingonritsu' (真言律) as a legitimate Singon sect following Buddhist precepts strictly in this description. He asserted that Reiunji was a headquarter temple of 'Nyohō-Shingonritsu' (如法真言律) sect adhering rigidly to teachings and precepts that Buddha preached. Furthermore he denied 'Ritsu sect' (律宗) as a Buddhist sect. Every Buddhist sect has three aspects of Practice of Precepts (戒学), Meditations (定学), and Wisdoms (慧学) in itself. Therefore he argued in it that Ritsu sect should not be approved as a Buddhist sect, because it handled just Practice of Precepts and was lacking the other two. In this way Shingonritsuben is an invaluable document specifically indicating the conceptions of Buddhist sect and Shingonritsu in Edo Buddhism.

Keywords : Shingonritsuben (真言律弁), Jōgon (浄厳), Nyohō-Shingonritsu (如法真言律)